介護医療院重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成 30 年3月 30 日 規則第 28 号)」に定めるの規定に基づき、介護医療院サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

Ⅰ 介護医療院サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人フェニックス
代表者氏名	理事長 仲本 政雄
所 在 地	沖縄県島尻郡南風原町新川 485 番地の
(連絡先及び電話番号等)	電話 098-889-4830 · Fax 098-888-4031
法人設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日

2 入所者に対してのサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	介護医療院はくあい
介 護 保 険 事 業 所 番 号	47B3600013
施設所在地	沖縄県島尻郡南風原町新川 484 番地の
連絡先	電 話: 098-889-4830 FAX: 098-888-4031

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人フェニックスが開設する介護医療院はくあいが行う介護医療院の事業の 適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態 にあり、居宅における生活に支障が生じた高齢者に対し、入所者がその有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする
運営の方針	医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目指すものとする。 介護医療院サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの 密接な連携を務めるものとする。